

様式（第3条関係）

足立区立新田学園学童保育室 業務評価シート
（指定管理者：労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団）

【評価対象年度】 令和4年度 【自己評価】 令和5年11月24日 【評価委員会】 令和6年2月2日

【評価点】 水準を大きく上回る：5点 水準を上回る：4点 水準どおり（水準クリア）：3点

水準を下回る：2点 水準を大きく下回る：1点

大項目		中項目	確認項目		
適切な管理の履行	協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか			評価点	
			指定管理者	担当課	評価委員
	1	施設の清掃等（施設の清潔さ） ◆日常清掃をしっかりと行い、衛生的な環境を保っているか	5 ×2	4 ×2	×2 2.50
	2	職員配置（シフト体制・配置数・資格・雇用形態等） ◆区の規定どおりの適切な人員配置をしているか	2 ×2	2 ×2	
	3	人材育成の取り組み（研修、本部との連携） ◆能力向上を図る研修等教育の実施や、業務手順の見直しを行っているか	4 ×2	5 ×2	
	指定記入欄	【アピールポイント】 人員配置については配置人数が不足している場合は、法人内から応援で補充する仕組みがある。			
		【改善すべき点・課題等】 区の仕様である『保育時間帯を通じて常勤の放課後児童支援員を1名以上配置している』という規定があるが、土曜育成等で応援の補充を行っても満たせないことがあった。			
	担当記入欄	【特記事項】 放課後児童支援員の未配置、配置人数の不足が多く見られ、国及び区の基準を満たしていないことは遺憾である。各種法令等を遵守されたい。			
	評価記入欄	【評価すべき点・課題等】 職員配置基準を満たしていないことから、本項目については水準を下回ると評価せざるを得ない。			
	管理状況	施設の安全性は確保されているか（危機管理体制）			評価点
			指定管理者	担当課	評価委員
4		施設・設備の安全性の確保 ◆設備の破損や老朽化などに注意し、定期的にチェックしているか	4 ×1	3 ×1	×1 4.00
5		防災への配慮 ◆防災責任者を決め防災マニュアルなどを策定しているか ◆防災・避難訓練（年2回以上）を行う等災害に備えているか	5 ×1	4 ×1	
6		防犯への配慮 ◆地域の不審者情報等に注意し、施設内外の異常の有無を確認しているか ◆施設の鍵管理マニュアルが遵守されているか	4 ×1	5 ×1	
7		登室、保育中、帰宅時の安全対策と事故対応 ◆緊急時に即応できる体制がとられているか ◆事故対応マニュアルが策定され、全職員に周知されているか	4 ×1	5 ×1	
指定記入欄		【アピールポイント】 年3回の防災・避難訓練を実施した。地理的特性として水害に対する訓練を中学校の協力の下で行っている。登室、帰宅の経路（通学路）の現地確認を行い、危険箇所や緊急時の逃げ込む場所について繰り返し子どもに説明を行っている。また外遊びの時などの危険な場所についても職員、児童と確認を行っている。			
		【改善すべき点・課題等】 防犯に関してふれあいポリスの方の協力で研修や訓練を企画していたが開催できておらず、持ち越しとなっている。保育室内外の危険な場所をリスト化していく。			
担当記入欄	【特記事項】 施設・設備の安全性の確保については、点検表を整備したうえで安全対策を適切に行っていく必要がある。防災訓練に荒川の氾濫を想定した訓練を導入しており、防災意識を高めるための工夫が施されている。また、緊急時の対応がフローチャート化されており、職員全員にも周知徹底されている。危機管理マニュアルのもと防災・防犯に対する意識づけもされている。				
評価記入欄	【評価すべき点・課題等】 防犯上、危険な箇所を確認して児童に知らせていることや、子ども110番の開拓も計画するなど、積極的な取り組みがある。				

目A59 中項目		確認項目			
法令等の遵守 (倫理性も含む)	個人情報保護、労働基準法等は遵守されているか。		評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員
	8	個人情報保護の取り組み及び各種個人情報の管理 ◆内部規定の策定や研修の実施等により、個人情報保護を徹底しているか ◆情報セキュリティ対策は適切になされているか	5 ×2	4 ×2	×2 2.50
	9	労働社会保険諸法令遵守の状況確認 ◆「労働条件審査主要チェックシート」の項目の確認 ◆ワークライフバランスに配慮した労働環境となっているか	3 ×2	3 ×2	
	10	労働環境の状況確認 ◆直近2年間の「入社後3年以内離職率」の確認 ◆団体内の常勤職員が入社後3年以上定着できているか	3 ×2	3 ×2	
	11	各種法令等の遵守 ◆研修の実施等により、コンプライアンスを徹底しているか	3 ×2	2 ×2	
	指定記入欄	【アピールポイント】 産業医により心身の保持の体制も整っており、働きやすい職場づくりをめざしている。また、新田学園児童保育室においては、離職率も低く職員体制も安定している。			
	指定記入欄	【改善すべき点・課題等】 ①法人全体において長期に渡って働く人が少ない。 ②職員のライフステージに合わせた柔軟な働き方ができるよう改善に取り組む。 ③コンプライアンス研修を定期的に行い、各現場のコンプライアンス意識を高める。			
	担当記入欄	【特記事項】 職員が定着するような環境を整備するとともに、職員全体が各種法令遵守に対する意識を徹底できるよう改善が必要である。			
	評価委員	【評価すべき点・課題等】 職員配置基準を満たしていないことから、本項目については水準を下回ると評価せざるを得ない。メンター制度やエリアマネージャーとの面談を増やす機会を増やす等の改善に向けた取り組みを行っているとのことであるが、余裕のある人員配置により職員への負荷を減らし、職員定着につなげてもらいたい。			
	適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか		評価点	
			指定管理者	担当課	評価委員
12		計画的な管理経費の執行(安定的な運営) ◆委託料が計画的かつ適切に執行されているか	4 ×1	4 ×1	×1 4.50
13		現金や会計書類等の管理、経理処理 ◆帳簿等会計書類が整備され、現金・通帳類が適切に管理されているか ◆適正な経理処理が行われているか	5 ×1	5 ×1	
14		経理を担当する常勤の職員 ◆常勤の経理責任者が配置されているか	5 ×1	5 ×1	
指定記入欄	【アピールポイント】 予算と実績を毎月でまとめて確認をしている。出納処理は複数人での確認を行い、最終的チェックは事業本部での確認としている。				
担当記入欄	【改善すべき点・課題等】 年度予算に関して、人件費以外の予算の組み立てについて全職員の理解が十分でない。検討、協議の場を設ける必要がある。				
担当記入欄	【特記事項】 委託料については概ね計画的な執行がされている。経理については常勤の施設長・室リーダー(2名)による複数チェック体制が取られており、現金管理や会計処理も適切に実施されている。				
評価委員	【評価すべき点・課題等】 概ね適切に処理されている。				

大項目		中項目			確認項目			
事業効果	事業的 的確性	事業計画どおりのサービスが提供されているか			評価点			
					指定管理者	担当課	評価委員	
		15	日常生活の支援 ◆児童の健康管理、育成方針の作成、生活習慣が身に付けられる支援等が適切に行われているか	5	×2	5	×2	×2 4.00
		16	遊びの支援 ◆日常の遊び、行事、集団活動等の支援が適切に行われているか	5	×2	4	×2	
		17	おやつ提供 ◆おやつの内容、食育、安全衛生、アレルギー対策が適切に行われているか	5	×2	5	×2	
		18	配慮を必要とする児童への対応 ◆障がい等の種類・特性に応じた支援・対応・連携ができているか ◆虐待を疑われる場合や、特別の支援を必要とする子どもへの支援・対応・連携が行われているか	5	×2	5	×2	
		19	職員間での保育情報の共有 ◆情報の交換及び送り・引継事項の徹底ができているか	5	×2	5	×2	
		20	家庭(保護者)との連携 ◆連絡帳・おたより・保護者会・通信の交換等により、保護者との情報交換・連携ができているか	4	×2	3	×2	
		21	地域・学校等との連携 ◆学校や地域と、情報交換・協力体制・行事の参加等により連携しているか	4	×2	5	×2	
		指定 記入 管理者	【アピールポイント】 家庭、学校とは違う放課後の子どもの生活を自立的成長の場（居場所）として整えることに重点を置き、極力大人の介入を避ける支援をしている。その中での時間の管理や子どもが作ったルールへの遵守への支援を行っている。よって、家庭では見られないような子どもの姿をおたよりや連絡帳、またお迎え時などの機会に伝えるようにしている。そのためには職員間の情報共有が必要であり、こまめな会議やミーティングを行っている。それらは、支援に必要なチームワークも高められていると思われる。					
	【改善すべき点・課題等】 これからは保護者とのコミュニケーション方法の充実を図り保護者との信頼関係を高め、一体となって育成にあたりたい。さらには、学校や地域との連携を活発化し、密な関係を構築し、地域の福利に貢献したい。							
担 当 課 員	【特記事項】 学童保育の場で子どもたちが主体的に時間管理や行事計画を実施し、子どもたちが日常生活の中で社会性を身につけていくための支援が適切に行われている。 それらの活動を保護者の方に対してもさらに発信し、保護者との連携を深めていただきたい。							
評 価 委 員	【評価すべき点・課題等】 アレルギー対応や学校・地域との連携については、確実な取り組みをしている。保護者とのコミュニケーション方法の充実が今後の課題とされているが、職員配置の不足も原因としてあったのではないかと。							

大項目/中項目		確認項目					
事業効果	利用者の満足度（アンケート調査による）	利用者の満足を得られているか		評価点			
				指定管理者	担当課	評価委員	
		22	遊び・おやつ・生活等の工夫 ◆遊びの内容に子ども達の意見が反映されているか ◆おやつメニューについて満足しているか ◆学童生活を通して社会性が身に付くよう保育がされているか	5	4	×2	
		23	児童への接し方や保護者への説明と連携 ◆子どもの気持ちを受け止め、子どもに合わせた保育をしているか ◆子どもの様子について保護者と職員で情報共有ができていているか ◆職員の態度や言葉づかいに満足しているか	4	4	×2	
		24	保育環境の整備 ◆ケガや発熱時の処置や保護者への連絡体制は十分に取られているか ◆災害時の避難・連絡体制は十分に取られているか ◆室内は整理整頓されているか	4	4	×2	
		25	個人情報保護体制 ◆個人情報保護規定の明示・遵守、利用目的の明示	4	4	×2	
		26	相談および苦情の対応 ◆保護者の相談や意見を受け止め、丁寧に対応しているか ◆学童保育室以外の相談先が保護者に周知されているか	4	4	×2	
			【アピールポイント】 令和4年度は、強いアレルギーを持つ子どもはおらず、提供するおやつへの制限はあまりないが、まだ感染症対策の関係上、手作りなどのイベントが限られていた。高学年の利用者が多い当学童では子どもの参加による手作りおやつやイベントおやつを行っている。「食」に直接関わることで関心や興味を持ってもらう支援を行っている。幸いに特筆すべき事故やトラブルはないが、事例情報をもとに事故への意識を怠らないように情報の共有を適宜行っている。 【改善すべき点・課題等】 上記の通り大きな事故等の経験が少ないことで、職員の対応力が未知数である。予防的な訓練を行う必要がある。 【特記事項】 アンケート調査では全ての項目で概ね高い数値が出ており、利用者満足度の高さがうかがえる。 【評価すべき点・課題等】 アンケート調査の結果は概ね高い評価を得ており、利用者の満足度は高い。	4.00			

特記事項（評価委員会による総合評価を記入） 不適正な職員配置があったことは大変遺憾である（不適正の内容は別添「業務評価シート【特記事項】詳細」とおり。）。評価結果からランクダウンとする措置の適用も含めて検討したが、利用者からの評価が高いこと等を考慮した結果、今回の総合評価は下記のとおりとした。人員不足に対する法人全体としての取り組みやコンプライアンス意識の徹底等を通じて、今後の再発防止を強く求めるものである。

評点	満点	標準点	評価基準						
			A+	A	A-	B+	B	B-	C
評価委員	50	30	45点以上	42点以上 44点以下	38点以上 41点以下	34点以上 37点以下	30点以上 33点以下	28点以上 29点以下	27点以下
区担当課 指定管理者	225	135	203点以上	187点以上 202点以下	169点以上 186点以下	151点以上 168点以下	133点以上 150点以下	122点以上 132点以下	121点以下
得点率			90%以上	83%を超え 90%未満	75%以上 83%以下	67%以上 75%未満	59%を超え 67%未満	54%を超え 59%以下	54%以下

※「標準点」…評価項目が全て「3」（水準クリア）の評価を受けた場合の得点。

評価結果	評価委員		ランクダウン	総合評価
	得点	評価		
	34	B+		

※評価結果は評価委員会が行う。
※小数点以下は切り捨て、整数とする。

（参考）

指定管理者		区担当課	
得点	評価	得点	評価
189	A	181	A-

【指定管理者への改善要望】
 ・不適正な職員配置について、再発防止の具体策について報告されたい。
 ・積極的な職員の採用はもちろんのこと、職員が定着できるよう工夫されたい。
 ・現場に対する本部の統制が取れていないため、意識改革を徹底されたい。

業務評価シート 【特記事項】 詳細

施設名	新田学園第二学童保育室、さかえっこ学童保育室、 新田学園学童保育室、中島根学童保育室																																				
大項目	管理状況	中項目	適切な管理の履行																																		
事業者名称	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団																																				
事件・事故の概要	学童保育室の運営事業者による不適正な職員配置																																				
発生日時	令和5年7月21日（金）																																				
区への報告日時	【第一報】 令和5年7月21日 【書面】 令和5年8月4日（第一次報告）、8月31日（第二次報告）																																				
経過【時系列】 ・事故発生状況 ・区への報告状況 ・相手方、施設利用者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年7月21日（金） 当該事業者から、他区において運営している学童保育室等の職員配置について、当該区に対し虚偽の報告を行っていたとの速報を受けた。 ・令和5年8月4日（金）第一次報告 当該事業者から、令和4年4月～令和5年6月の期間を対象に調査を行った結果、有資格者職員及び配置人数不足があった旨の調査報告書の提出を受けた。 ・令和5年8月8日（火） 新田学園及び新田学園第二学童保育室の保護者説明会を実施。 ・令和5年8月9日（水） さかえっこ学童保育室の保護者説明会を実施。 ・令和5年8月31日（木）第二次報告 職員配置について第一次報告では「問題なし」とされた学童保育室についても、配置できていなかったとの報告があり、全ての指定管理学童保育室において「問題あり」とされた。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">学童保育室名</th> <th colspan="2">第一次報告</th> <th colspan="2">第二次報告</th> </tr> <tr> <th>有資格者</th> <th>配置人数</th> <th>有資格者</th> <th>配置人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>新田学園第二学童保育室</td> <td style="text-align: center;">配置不足あり</td> <td style="text-align: center;">配置不足あり</td> <td style="text-align: center;">配置不足あり</td> <td style="text-align: center;">配置不足あり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>さかえっこ学童保育室</td> <td style="text-align: center;">配置不足あり</td> <td style="text-align: center;">配置不足あり</td> <td style="text-align: center;">配置不足あり</td> <td style="text-align: center;">配置不足あり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>新田学園学童保育室</td> <td style="text-align: center;">問題なし</td> <td style="text-align: center;">配置不足あり</td> <td style="text-align: center;">配置不足あり</td> <td style="text-align: center;">配置不足あり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>中島根学童保育室</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">問題なし</td> <td style="text-align: center;">問題なし</td> <td style="text-align: center;">配置不足あり</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年9月28日（木） 中島根学童保育室の保護者説明会を実施。 ・令和5年12月28日（木） 当該事業者から第三者委員会による調査結果報告 報告内容は別紙「子ども・子育て対策調査特別委員会資料」のとおり 			No	学童保育室名	第一次報告		第二次報告		有資格者	配置人数	有資格者	配置人数	1	新田学園第二学童保育室	配置不足あり	配置不足あり	配置不足あり	配置不足あり	2	さかえっこ学童保育室	配置不足あり	配置不足あり	配置不足あり	配置不足あり	3	新田学園学童保育室	問題なし	配置不足あり	配置不足あり	配置不足あり	4	中島根学童保育室	問題なし		問題なし	配置不足あり
No	学童保育室名	第一次報告				第二次報告																															
		有資格者	配置人数	有資格者	配置人数																																
1	新田学園第二学童保育室	配置不足あり	配置不足あり	配置不足あり	配置不足あり																																
2	さかえっこ学童保育室	配置不足あり	配置不足あり	配置不足あり	配置不足あり																																
3	新田学園学童保育室	問題なし	配置不足あり	配置不足あり	配置不足あり																																
4	中島根学童保育室	問題なし		問題なし	配置不足あり																																
①事業者による事件・事故の原因分析	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業者において、第三者委員会を設置し検証作業を行い、第三者委員会による調査報告書を受けて、令和5年12月28日付で法人としての原因分析や改善策等が公表された。法人としての原因の認識として挙げているのは以下のとおり。 ① 役員及び本部・事業本部・現場におけるコンプライアンスの意識の低さと体制不備 ② 本部による現場事業所の現状把握やサポートの不十分さ ③ 人員不足に対する法人全体としての取り組み不足 																																				
②事業者による再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・上述の令和5年12月28日付で公表された法人としての原因分析や改善策等において、再発防止策として挙げているのは以下のとおり。 ① 人員不足に対する法人全体の取り組み強化 ② コンプライアンス意識の徹底と内部管理体制の整備 ③ 組織全体の業務管理の見直し ④ 事業所・事業本部と本部機構改革 ⑤ 役員の処分 																																				

①、②について区の確認状況	<p>【事業者説明日】令和5年7月27日</p> <p>【説明方法】（誰が／誰に対して／どのように） 田嶋羊子理事長 外2名／長谷川副区長 外 関係所管部課長／ 報告及びヒアリング</p> <p>【区対応】 ア 了承 イ 再発防止策の修正指示 ウ その他の是正・改善指示</p>	
(イ・ウの場合) 区の指示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・区から、当該事業者に対して早急に適正な職員配置を行なうよう指導した。 ・職員配置状況について書面による報告を提出するよう求めた。 ・本件の経緯と今後の対応等について保護者説明会を実施するよう指導した。 	
再発防止策の実施状況（是正・改善の状況を含む）	【実施済】	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理学童保育室16か所を含め、区内の全学童保育室109か所を対象に職員配置状況についての自主点検を実施。 ・当該事業者が運営する指定管理学童保育室4か所及び民設学童保育室6か所を対象に職員配置状況についての現場確認を実施。 ・指定管理運営事業者からの調査報告を受け、保育時間帯ごとの配置人数について、数次に渡り、職員配置状況に関する調査報告を受けた。 ・令和5年12月28日付で公表された第三者委員会による調査報告書及び法人としての原因分析や改善策を受けて、区の学童保育室現場における再発防止の具体策について報告を求めている。
	【未実施】 (理由も記載)	

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和6年1月24日

件名	【追加】労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団からの第三者委員会報告及び区の自主点検結果について
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課
内容	<p>区内で学童保育室等の運営を行なっている「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」（以下、「ワーカーズコープ」という。）による職員配置の不適正な取り扱い事案に対する第三者委員会報告及び、令和5年9月分を対象とした区の自主点検結果について次のとおり報告する。</p> <p>1 第三者委員会調査結果の概要（第三者委員会調査報告書概要より抜粋）</p> <p>ワーカーズコープから第三者委員会による調査結果について、次のとおり報告を受けた。</p> <p>(1) 調査目的（1ページ「1 委員会の概要」より抜粋）</p> <p>ア 全国における当該組合による不適切報告の存否の調査、その背景及び原因等事実の究明と評価。</p> <p>イ 再発防止策及び改善策の提言。</p> <p>(2) 調査対象（1ページ「2 調査対象及び方法」より抜粋）</p> <p>全国で運営する子育て、介護、障がい福祉事業等（指定管理、行政委託、制度事業、補助事業、民設民営事業等）の現場773か所。</p> <p>(3) 調査方法（1ページ「2 調査対象及び方法」より抜粋）</p> <p>ア 「勤務実態調査シート」を用いた勤務実態の調査（令和5年4月1日～7月31日）</p> <p>イ 必要に応じてさらに遡った勤務実態の調査。</p> <p>ウ 計66人の関係者に対するヒアリング。</p> <p>(4) 判明した事実（2ページ「3 調査により判明した事実」より抜粋）</p> <p>ア 総評</p> <p>不適切報告及び重大な不適切報告は総じて法人全体、事業本部単位等で組織的に行われたものではなく、一部の事業所ないし現場が個別に行ったもの。</p> <p>イ 不適切な報告数</p> <p>(ア) 合計38件（全国773現場）</p> <p>(イ) 不適切報告 9件/38件</p> <p>※ 勤務実態と自治体への報告内容に相違があり、報告作成者が齟齬を認識していたか、認識できる状況にあった場合。</p> <p>(ウ) 重大な不適切報告 29件/38件</p> <p>※ 不適切報告において勤務実態と自治体への報告内容との齟齬が大きく、悪質と認められる場合。</p>

【区の学童保育室（10か所）の状況】

区分	件数	該当の学童保育室
不適切報告	2か所 (※1)	ハートアイランド新田、谷中わくわく
重大な不適切報告	6か所 (※1)	青井わくわく、さかえっこ、 新田学園第二、東和わくわく、 日の出わくわく、日の出わくわく第二
不適切報告無し	2か所 (※2)	新田学園、中島根

※1 第三者委員会調査結果の不適切な報告数38件に含まれる。

※2 令和5年4月から7月を対象に調査した結果、不適切報告が無い
ため、過去に遡った調査は行っていない。

ウ 不適切報告の主な実態（全国的な実態）

- (ア) 勤務実態のない組合員の名前を自治体への提出物に記載し、配置基準を満たしているかのように報告していた。
- (イ) 仕様書の理解が不足し、それを遵守することの重要性の認識も不足していたことから、実態と異なる報告を行っていた。
- (ウ) 虚偽の認識はあったが、配置不備の方が問題と考え、実態と異なる報告を行っていた。

エ 主な原因（全国的な実態の原因）

- (ア) 人員不足、それに対する法人全体としての取り組み不足。
- (イ) 自治体とのコミュニケーション不足。
- (ウ) 法人本部・事業本部・現場におけるコンプライアンス意識の低さ。
- (エ) 法人本部・事業本部による現場の管理体制の不備。

(5) ワーカーズコープにおける再発防止策

第三者委員会の報告を受けたワーカーズコープから、次の5つを柱として再発防止対策に取り組むと発表された。

- ア 人員不足に対する法人全体の取り組み強化
- イ コンプライアンス意識の徹底と内部管理体制の整備
- ウ 組織全体の業務管理の見直し
- エ 事業所・事業本部と本部機構の改革
- オ 役員の処分

2 令和5年9月分を対象とした区の自主点検結果（区内全学童保育室を対象）

(1) 実施概要

区内全ての学童保育室に対し、基準に従い職員が配置されていたか、それぞれの学童保育室に自主点検を求め、その結果を集約した。

ア 実施施設

指定管理	民設民営	住区 センター	直営	合計
16か所	20か所	69か所	4か所	109か所

イ 点検期間 令和5年9月の運営実績

(2) 点検結果

ア ワークスコープが運営する学童保育室（3か所）を含め、8か所で「職員配置が不足した日があった」と報告があった（直営及び民設は該当なし）。

	学童保育室	理由	運営事業者
1	さかえっこ 学童保育室	職員の急な体調不良による欠勤。 ※ 区に報告あり。	指定管理者 (ワークスコープ・センター事業団)
2	新田学園 学童保育室	学童保育室職員が常勤の放課後児童支援員資格者の配置に関する基準を誤って認識していた。	
3	新田学園第二 学童保育室	職員の急な体調不良による欠勤。 ※ 区に報告あり。	
4	五反野 学童保育室	放課後児童支援員資格者の不足。	住区センター
5	たいよう 学童保育室	放課後児童支援員資格者の不足。	
6	とねりこ 学童保育室	放課後児童支援員資格者の不足。	
7	西綾瀬 学童保育室	職員の急な退職による放課後児童支援員資格者の不足。	
8	桜花 学童保育室	職員の急な体調不良による欠勤。	

イ 問題が確認された学童保育室8か所に対しては、配置できなかった理由を確認し適切に対応するよう注意した。

ウ 資格者が不足する学童保育室の職員に対し、優先的に認定資格研修を受講してもらうほか、資格を持つ児童館職員等の応援を依頼する。

3 問題点・今後の方針

(1) ワークスコープに対し、区の学童保育室現場における再発防止の具体策について報告を求める。

(2) 学童保育室における不適正な職員配置に関する区の実事確認について1月中を目途に終了し、ワークスコープへの対応等を決定する。